



福島県土地家屋調査士会

会報 ふくしま

No.80
R2.8.5 発行



雄国沼とアザミ（撮影／福島支部 鈴木 敦）

CONTENTS

- 1 会長あいさつ
- 2 法務局長あいさつ
- 3 政治連盟会長あいさつ
- 4 公団協会理事長あいさつ
- 5 顧問弁護士あいさつ
- 6 会務報告
- 7 お知らせ
- 8 支部だより
- 9 隨 筆
- 10 新人調査士紹介
- 11 インフォメーション
- 12 編集後記

会員のみなさまへ

熱中症に
気を付けましょう！



広報キャラクター 地識くん



会長あいさつ

会長 小野寺 正教

会員の皆様には、常日頃から本会の会務運営に対しご理解とご協力をいただておりますことに感謝申し上げます。

さて未曾有の東日本大震災から9年と5ヶ月余りが経過しました。

この3月10日には富岡町の一部地域の避難指示も解除され、これで原発事故に伴う避難区域は帰還困難区域のみとなり、3月14日にはJR常磐線が全線開通し復興の加速が望まれた矢先に、新型コロナウィルスが世界中に蔓延し日常生活から経済活動すべてに多大な影響を与えております。

会は支部総会をはじめとして本会総会、ブロック総会、日調連総会において出席者数を最小限に留め委任状による参加として開催いたしました。

本会総会において事業計画の承認をいただきましたが、今後のコロナウィルス感染状況の推移により対応して参りますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

また橋本豊彦名誉会長に於きましては、永年の功績により法務大臣から表彰状が授与されました。本来であれば、日調連総会に於いて法務大臣から直接授与なされるはずでしたが、本年は新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、式典が中止となり叶わなかったため本会会館において授与式を行いました。

会にとりましても誠に名誉なことであり、会員一同心よりお祝い申し上げます。

今後も健康に留意され会にご指導賜りますようお願い申し上げます。

今年は土地家屋調査士制度制定70周年を迎えた。

本会では記念事業として、1826年9月に奥州中村藩士の荒喜左衛門の子供として相馬市中村に生まれた荒至重の著書「量地三略」のなかにある「地経象限儀」「地緯象限儀」「地平半円儀」を相双支部、濱名康勝会員の協力により復元し、その測量機を使用して地上絵である星を描く企画を実施予定です。当初は、それと同時に例年行っている小学6年生を対象に現在の測量機を使用して星を描く「地上絵プロジェクト」と比較する計画でしたが残念ながらコロナウィルスの影響で学校からの賛同が得にくい状況にあることから断念し単独で行う予定です。

更に本年は土地家屋調査士法の一部を改正する法律が8月1日施行となり土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする」と謳われ、土地家屋調査士としての位置づけとその責任が、より明確にされました。また同日には「土地家屋調査士職務規程」が運用開始となります。

会員の皆様には常に「土地家屋調査士法第1条使命規程」及び「土地家屋調査士職務規程」を念頭におきながら日常業務に精励され、依頼者や隣接土地所有者等の皆様には常に丁寧な説明を行い業務遂行されますようお願い致します。

結びに、会員の皆様には今後とも各自体調管理に努めて頂くとともに、新型コロナウィルス感染症対策でマスクをする機会も多いかと思われますが、くれぐれも熱中症等にも十分気を付けていただき業務に精励されまことを祈念申し上げまして挨拶と致します。



着任のごあいさつ

福島地方法務局長 三 村 篤

本年4月1日付けで札幌法務局人権擁護部長から福島地方法務局長に着任しました「みむらあつし」と申します。福島県土地家屋調査士会並びに会員の皆様には、平素から登記事務を始めとする当局が所掌する民事法務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本年度については、法務局の新型コロナウイルス感染症対策への御理解と御協力も賜り、重ねて御礼申し上げます。

簡単に自己紹介させていただきますと、出身地と採用は埼玉県で、10数年をさいたま局で過ごした後、東京局、本省、法テラス、長野局、甲府局、福井局、京都局、札幌局と勤務して、この度初めての仙台ブロック、福島局の勤務となりました。福島県には、若い頃にスキーや旅行で数回、訪れたことがあります。

着任前の3月14日に常磐線が全線運行再開とのT Vニュースを見て、地域住民の方が被災した施設が復活されることを一つ一つ心待ちにされているのを実感しました。当局においても、昨年の10月に富岡出張所を全面的に帰還させました。未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、9年4か月余りが経過しましたが、原発事故の影響による広大な帰還困難区域や遅々として進まない福島県内の復旧・復興を目の当たりにして、改めて大震災の被害の大きさに驚いておりますが、同時に復旧・復興の一翼を担う登記制度を所管する法務局の長として、身の引き締まる思いです。

さて、せっかくの機会ですので、当局の重要課題について触れさせていただきます。まず、震災復興型地図作成作業として郡山市及び会津若松市において約4千筆の2年目作業を実施しております。また、平成18年から運用を開始した筆界特定制度は順調に運用されているところ、近く地方公共団体に対して申請権限付与がされることから、ますますの活用が見込まれています。所有者不明土地問題に対しては、法定相続情報証明制度の促進及び長期相続登記等未了土地の解消作業に加え、昨年度からは表題部所有者不明土地の解消作業にも取り組んでおります。加えて本年7月からは、遺言書の紛失や隠匿等の防止を図るとともに、その存在の把握を容易にすることにより、遺言者の最終意思の実現と相続手続の円滑化を図ることなどを目的とした自筆遺言証書の保管制度を導入しております。これらの新たな制度が円滑に運用できているのは会員の皆様を始めとした関係各位の直接的な各制度への御支援はもとより、登記のオンライン申請により法務局における業務の効率化が図られた結果でもあります。法務省としては、いわゆる「調査士報告方式」の導入など、利便性の向上に努めておりますので、引き続きオンライン申請の利用促進をお願いいたします。

終わりに、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心からお祈りいたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

福島県土地家屋調査士政治連盟

会長 橋本 豊彦

会員皆様には政治連盟の活動にご理解とご協力を頂いておりますことに心から感謝申し上げます。

昨年12月に発生した新型コロナウイルスは世界中に蔓延し、感染者は7月3日現在1088万9434人、死者数は52万1669人、日本においては感染者1万9997人、死者数は990人に及んでいます。しかも、日本の感染症対策が功を奏して、一時抑え込んだように思われましたが、緊急事態宣言解除後の感染者数が増加しているようです。

そんな中、福島県内では幸いにも6月18日以降確認されておりませんが、県外との往来で感染防止対策を徹底するよう慎重な行動が求められているところです。

土地家屋調査士の感染防止策として、昨年11月11日から運用開始されたオンライン登記申請の「調査士報告方式」の活用は「密閉、密集、密接」の三密を避けるという状況では有効な手段であり、まだ、利用していない会員の方は是非検討をお願いします。

さて、昨年6月、近時の土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、日調連とともに政治連盟が取り組んできました土地家屋調査士法の一部を改正する法案が承認され、今年8月1日から施行される予定と官報に掲載されました。

この調査士法の一部を改正について、以前、本会研修会で講師を務めて頂いたこともある日調連副会長小野伸秋氏は連合会会報6月号に「専門性の高度化への挑戦の時代」として、今回の改正の中で特に注目する条項は「土地の筆界を明らかにする専門家」と明文化されたことであり、これから土地家屋調査士は「筆界を明らかにする専門家」と認知されるよう成長しなければならないと述べられておられます。

土地家屋調査士制度は今年、制度制定70年を迎えたが、新たな土地家屋調査士制度を生かすも殺すも会員個々が更にスキルアップを図れるかどうかに懸かっております。今後、会員皆様の奮闘努力に期待したいと思います。

ところで、未だ、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、衆議院議員の任期が残り約1年3ヶ月(2021年10月)となりました。

与野党内で安倍晋三首相が早期の衆院解散・総選挙に打って出るのではないかとの憶測が広がっているとの報道があります。

これからも、日調連、政治連盟が取組む法改正等を必ず実現させるためには、土地家屋調査士制度にご理解、ご協力を頂いている各党の議員連盟等の支援が欠かせません。

今後、衆議院議員選挙が行われた際には与野党を問わず議員連盟に加入して頂いている各候補者への支援をお願いし挨拶とします。

選挙区	政 党	名 称	候補予定者
福島 1 区	自民党	土地家屋調査士制度改革推進議員連盟	亀岡 健民
	民進党	土地家屋調査士制度推進議員連盟	金子 恵美
福島 3 区	民進党	土地家屋調査士制度推進議員連盟	玄葉光一郎
福島 4 区	民進党	土地家屋調査士制度推進議員連盟	小熊 慎司
東北 B 比例区	公明党	土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇談会	真山 祐一



ごあいさつ

公益社団法人
福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 舟山 幸雄

会員及び社員のみなさまには、日頃から土地家屋調査士としての職責を果たすべく、業務に精励されておりますことに敬意を表します。

また、当協会の事業及び会務運営にご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。昨年秋の令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨、暴風により私たち土地家屋調査士にも床上浸水などの大きな被害がありました。年のはじめから新型コロナウイルスによる世界的な健康被害を受け、その上線状降水帯による“50年に一度”と言われる大雨が何度も九州地方を中心に被害をもたらすなど、止まない災害に苦しまされております。特に、新型コロナウイルス感染については、世界的な規模で人の行動と経済を委縮させ、私たちの会務運営や事業の推進をも阻害しているばかりでなく、土地家屋調査士の業務に大きな影を落としておりますが、私たちにできる3密を避けるなどのウイルス対策を行い、何とかこの国難を克服していかなければなりません。

さて、当協会は7月から令和2年度が新たに始まりましたが、その事業活動について少し広報させていただきたいと思います。

「震災復興型登記所備付地図作成作業」ですが、昨年度は、福島市野田町四丁目ほか地区と郡山市日和田町字三本松ほか地区の2地区（1.15km²）が完成し、福島民友新聞社に地図作成作業の御礼と啓発を兼ねて広告掲載を行いました。今年度は、会津若松市千石町ほか地区と郡山市日和田町字東岡ほか地区の2地区（1.16km²）が完了する見込みです。地図作成作業を担っていただきました社員とその補助者の方々、コロナ禍で且つ暑い中本当にご苦労さまです。

「福島県歴史資料館収蔵の丈量図丈量帳公開事業」の複写作業は、浜通り地区と会津地区が終了し、現在中通り地区を行っております。しかし、このコロナ禍の影響により、感染拡大防止の観点からその作業場である福島県歴史資料館での作業時間が約3分の1程度までに制限され、大幅にブレーキがかかった状態にあります。

「郡山市道路境界査定資料の電子化作業」は、郡山市役所庁舎内にパソコンやスキャナーを持ち込んでの作業を行っておりますが、数年後には公開できるのではないかと思っております。

全公連から平成26年に脱退しておりました公益社団法人岩手県公嘱協会が今年度から再加入致しまして、東北の仲間として一緒に活動することになりました。東北の各県協会の連携と協調は強く、今後も共に公嘱協会の組織的活動が社会基盤整備に役立つものと確信しております。

今年は土地家屋調査士制度70周年、公共嘱託登記制度35周年の年です。国土強靭化のため「防災と減災」をテーマとするシンポジウムが開催できることを期待し、公益法人として更なる公益目的事業の拡大に向けて躍進してまいりたいと思いますので、今後もご支援くださいますようよろしくお願い申し上げます。



就任のご挨拶

顧問弁護士 吉津健三

令和2年4月1日付けで当会の法律顧問に就任いたしました弁護士の吉津健三と申します。「吉津」という名字を生まれて初めてご覧になった先生もいらっしゃると思いますが、「きつ」と読みます。出身地の只見町には普通にある名字ですが、私自身も他所ではまず目にしたことはありません。

珍しいでだけではなく、非常に聞き取っていただきにくい名字で、特に電話では、「きつ」と名乗っても「きす」さんですか？などと問い合わせられ、再度、ゆっくり大きな声で「きつ」ですと名乗っても「きづ」さんですか？などと再び問い合わせられ、最後には「かきくけこ」の「き」に「たちつてと」の「つ」で「きつ」ですなどと言って、ようやく「きつ」と認識していただくといった具合で、電話をしてから本題に入るまでに一手間かかり（この自己紹介でも一手間かけてすみません）、我が名字ながら不便だなと思うことがあります。

一見さんから（漢字の読みだけから）「よしつ」さんと呼ばれても、そのまま返事をしてやり過ごすこともあるのですが、先生方におかれましては、どうぞお見知り置きをお願いしたいと存じます。

なお、そのような次第で郡山市内に構えております事務所名も「きつ法律事務所」とあえて平仮名にしているのですが、時々、「さつき法律事務所」と書かれた郵便物が届くことには、何となく分からなくもない間違いではありますが思わず苦笑しています。

さて、貴重な紙面をいたずらに消費して申し訳ありません。

弁護士になる前は、福島県職員をしていました。平成7年度から平成9年度まで県南建設事務所で開発許可や法定外国有財産管理を担当していましたので、特に県南地方の先生方にはご記憶いただいている先生もいらっしゃると存じます。その節は大変お世話になりました。

その後、平成15年10月に弁護士登録しまして、今年でキャリア17年になります。業界での立ち位置は、ようやく「中堅」に分類されるといったところです。

こうした意味でも、まだまだ発展途上の浅学非才の身ではありますが、当会の法務面の適正かつ円滑な運営の一助となれますよう、一生懸命取り組んで参りますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会務報告

日本土地家屋調査士会連合会
定時総会初参加？

社会事業部長 細野智弘

- ・昨年『東京ドームホテル…各単位会を代表する調査士の面々、懇親会に多くの政治家の方々…ドームホテル宿泊…（紛糾した選挙に）かなり興奮しました。【昨年オブザーバー参加の黒森総務部長 報告より】』
- ・今年『見慣れた本会3F会議室でライブ配信視聴…見飽きた会長、副会長、田原部長だけ…真っすぐ直帰…（配信映像を見て）参加した感想を報告しろとの事前通告』

なんとも筆舌し難い、がっかり感。

過去に参加された諸先輩方々から聞いていた調査士最高峰の総会を、想像に妄想を重ねその雰囲気を描いていた私にとっては、地面にめり込むほどの落差のあるフォークボールを投げられ、ものの見事に空振りさせられた気分である。

世界中を騒がす新型コロナウィルスの影響により、多分に漏れず日調連総会も規模をかなり縮小し、東京近県の会長に委任する形で取り行われ、そのライブ配信を遠方で視聴することとなったのである。そのため、大した意見・質疑も無くスムーズに終わるものだと思っていた。



本会3階会議室より参加

しかし、総会が始まってみると、そんながっか

りの気持ちは一蹴される。

黙祷・法務大臣表彰状授与者の公表・国吉会長の挨拶、森まさこ法務大臣からの祝辞の代読と続き、議長から総会成立要件の人数報告・各代理された票数を読み上げている最中に配信が途切れ途切れとなり、開始から27分、いよいよ「うんともすんとも」画像が動かなくなる。



まさかの静止画…

こうして期待していた私の日調連総会初参加は、「27分」で終了する羽目となった。

…と思ったら、そこから40分後、再び動き出す。

- 第1号議案 (イ)令和元年度一般会計収入支出決算報告承認の件
(ロ)令和元年度特別会計収入支出決算報告承認の件
- 第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件
- 第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正（案）審議の件
- 第4号議案 土地家屋調査士職務規程の制定審議の件
- 第5号議案 令和2年度事業計画（案）審議の件
- 第6号議案 (イ)令和2年度一般会計収入支出予算（案）審議の件
(ロ)令和2年度特別会計収入支出予算（案）審議の件
- 特筆すべきは、第4号議案 土地家屋調査士職務規程の制定審議の件。

今まで「調査・測量要領」に記載されていた事項が、改めて「土地家屋調査士職務規程」として制定されたことである。これにより、土地家屋調査士が適正な業務を行う上で、「規程」として全国統一化されることになる。

また一番驚いたのは、議案に対して60余の項目にも及ぶ質疑・要望が上がっていたことであり、それらに対して執行部のしっかりと回答趣旨が準備されていたことである。執行部の大変なご苦労を感じました。

結局、27分どころか丸一日かけて無事、全議案が終了しました。配信映像を見ているだけでも、どっと疲れました。

何はともあれ橋本豊彦 名誉会長、法務大臣表彰おめでとうございます。

次回は、この総会を生の臨場感で味わえるよう是非とも通常通りに開催されることを切に願います。(新型コロナのバカ…)
【次回に続く?】

* * * * *

**令和2年度
日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会
第65回定時総会に出席して**

福島会代議員 土 井 將 照

令和2年7月10日(金)、宮城県仙台市にある「宮城自治労会館」にて日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会第65回定時総会が開催されました。宮城自治労会館は、宮城県土地家屋調査士会館から直線で150メートルほど南側に位置しており、東北ブロック協議会の催しでは、よく使用している会場です。当日はブロック総会のほか、第15回特別研修の基礎研修も行われていました。

昨年の東北ブロック協議会定時総会は福島会が担当で、郡山市の「郡山ビューホテルアネックス」にて開催され、東北ブロック各会からの代議員、代議員以外の役員、そして日調連会長をはじめと

する来賓の皆様を招いての一大イベントとして厳粛に、そして懇親会では情報交換と地域連携の交流の場として盛会のうちに幕を閉じました。

本年は、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、いつもとは異なるスタイルでの総会でした。例年ですと来賓をお招きして祝典が催されますが、今回は定時総会のみということで、仙台法務局長表彰や東北ブロック協議会会长表彰などの晴れやかなシーンを見る事ではなく、執行部と相談役、開催会の宮城会代議員、その他の会から1名ずつの代議員という構成で、大変シンプルな総会となりました。

総会の開催に当たって、東北ブロック協議会会长の三戸靖史青森会会长から、新型コロナ禍の中にもかかわらず総会のために集まって頂いたことに感謝の意が述べられ、次年度以降の事業について、実現に向けた強い決意も表明されました。

総会議案ですが、まずは令和元年度会務・事業報告において、ブロック協議会による会務や研修事業などの報告がなされ、各単位会が行った事業については研修と広報を一覧にまとめる形で議案書の中での記載による報告でした。

東北ブロックが行う事業として大きなものは、各会役員に向けた研修と、土地家屋調査士試験に合格した方々を対象にした「開業ガイドンス」があります。役員向けの研修は、会務運営に当たって会員への指導連絡に欠かせない内容のものが中心で、昨今の権利意識の高まりを受けて増加している「苦情」処理など、会としての立場での対応を勉強しました。「開業ガイドンス」は読んで字の如く、土地家屋調査士試験に合格した方を対象に、実務に基づいた様々な話をするとともに、開業を考えている方からの質問に答え、開業するかしないかの選択も含め、将来の仲間を応援する内容となっています。講師は宮城会の鈴木修相談役が長きにわたって務められており、東北に限らず他の地域からも参加されています。



総会の様子

議事については、令和元年度収支決算報告の承認、令和2年度事業計画、収支予算の審議、次期総会開催担当の承認、監事の選任について審議が行われました。議事の中では、議案に対する質疑を受け、それに対する執行部からの説明がなされ、全議案について可決されました。ブロック主催研修の実施、日調連と連動する事業、開業ガイダンスを柱とする事業計画が承認され、今年度予算規模は約730万円となり、次期東北ブロック協議会第66回定時総会の開催は岩手県土地家屋調査士会が担当することとなりました。

上記のとおり総会は滞りなく執り行われ、いつもとは違う雰囲気の中、第65回定時総会は閉会いたしました。

閉会後は、帰路を急ぐ方、仙台でゆっくりと泊していく方、それぞれの予定に従って解散していきました。私は仙台駅でホッと一息、偶然にも多くの東北の仲間と行き合いまして、土地家屋調査士の未来、東北ブロックの絆について熱く語り合いながら、皆と一緒に美味しいものを頂き、それは楽しいひとときを過ごしてまいりました。



ちょっとした贅沢!!

次回は盛岡、美味しいものが沢山あります。コロナ禍が収まり、各会から参加される皆様が安心して次期定時総会を迎えたらいと、切に願うものです。

* * * * *

法務大臣表彰状授与式について

当会名誉会長 橋本豊彦氏が、令和2年6月16日付で森まさこ法務大臣より令和2年度法務大臣表彰を授与されました。

表彰状の授与式は、例年6月に東京で開催される日本土地家屋調査士会連合会定時総会上にて行われますが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、式典の中止が決定いたしました。そこで、令和2年6月19日(金)福島県土地家屋調査士会館にて、令和2年度法務大臣表彰状授与式を執り行いましたので報告いたします。

令和2年度 法務大臣表彰状授与式



橋本名誉会長(左)と小野寺会長(右)

プロフィール

はしもと とよひこ
橋本 豊彦

福島会名誉会長 福島会政治連盟会長

昭和27年10月26日 生

事務所 福島県福島市(福島支部)

業務履歴

S54.4.13 土地家屋調査士登録 第1186号

S54.5.1 橋本豊彦土地家屋調査士事務所開業
主な役員歴

H23.5~H27.5 福島県土地家屋調査士会副会長

H27.5~R1.5 福島県土地家屋調査士会会长

H31.3～ 福島県土地家屋調査士政治連盟会長

R1.5～ 福島県土地家屋調査士会名誉会長

受賞歴

H4.5.30 福島県土地家屋調査士会会長表彰

H11.5.25 福島地方法務局長表彰

H15.5.21 日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会会長表彰

H18.7.14 仙台法務局長表彰

H25.5.17 日本土地家屋調査士会連合会会長表彰

R2.6.16 日本土地家屋調査士会連合会感謝状

R2.6.16 法務大臣表彰



記念撮影

おめでとうございました。

お知らせ

令和2年度 第1回全体研修会の代替研修について

令和2年6月26日付福島調発第100号にてお知らせしたとおり、本年8月に予定しておりました令和2年度第1回全体研修会が、この度の新型コロナウィルス感染症予防対策のため、会場を設けての集合研修を行うことができなくなったことを受け、全体研修の代替研修として、日本土地家屋調査士会連合会のeラーニング（インターネットを使用した動画視聴研修）を、指定期間内に会員各自で視聴していただくこととなりましたので再度お知らせいたします。

eラーニングを視聴していただくにあたっては、右記マニュアルをご利用ください。マニュアルを見ても視聴できない、ご不明な点がある等の場合は所属支部のオンライン推進委員にお問い合わせください。

また、事務所にインターネット環境が無い場合は、各支部事務所のパソコンを使用させていただける事になっておりますので、支部の事務局と日時を調整したうえで視聴してください。（※その際のログインIDは受講者本人に作成していただきますので、オンライン推進委員にサポートをお願いしてください）また、他の調査士と一緒に視聴する際は換気、咳エチケットの徹底など感染症予防に十分にご留意ください。

eラーニングによる研修マニュアル

eラーニングとは、日本土地家屋調査士会連合会（以下、日調連という）のホームページ内にある、土地家屋調査士会員専用サイトにおいて提供される、音声や映像データによる研修システムです。

eラーニングを閲覧するためには、日調連のホームページ（下記 URL）から「会員のひろば（会員専用ページ）」を開き、同意して入場します。

<https://www.chosashi.or.jp/>

その際に各自のIDとパスワードが必要になります。

1. IDとパスワードの取得方法（※既にID登録済みの方は2へお進みください）

「会員のひろば（会員専用ページ）」の「同意して入場する」をクリックすると、下図のような画面になります。

このページの「新規ユーザー登録」をクリックし、ユーザー登録をおこないます。

2. IDをお持ちでない方

下記「新規ユーザー登録」からID登録

（1）中華開港、（2）上記既に会員登録済みの方は（3）既にID登録済みの場合は、各自既に登録済みIDを入力して下さい。

（4）「会員登録」は、2011年4月に登録方法が変更されました。

2011年4月以後に登録されたID・パスワードはご利用になれませんので、既に登録をお願いします。

3. 会員の登録入場の注意

Windows7とInternet Explorerの組合せによる障害について、「会員の登録」への登録に必要な1つと zwarkeです。最初はメールアドレスからログインできますが、その後のログイン時にパスワードが変更されてしまうことがあります。この障害を避けるために、必ずログイン時に、キー登録の「Top Page」で最初に行なうか、最後までログインしないなど心がけあります。

また、Internet Explorer以外のブラウザ（Google Chrome/Firefox/Edge）やPCがWindows7以上、Windows8以上では、手順は同じです。お手伝いします。

* * * * *

令和2年度 第1回業務研修会（代替研修）

形 式：日本土地家屋調査士会連合会ホームページ内 e ラーニングによる視聴研修

期 間：令和2年7月1日(水)～8月31日(月)

内 容：自由選択。トータルで4時間以上といたします。

（CPDポイントで4ポイントを取得してください。30分0.5ポイントです）

視聴先：日本土地家屋調査士会連合会ホームページ (<https://www.chosashi.or.jp/>)

→会員の広場→e ラーニング ※詳細は福島調発第100号 別紙マニュアルをご覧ください。

備 考：

- ・研修状況の把握及びCPDポイントの付与に必要となりますので、研修が終了しましたら別紙の e ラーニング視聴報告書に記入し所属支部へ報告してください。
- ・視聴した時間が短い場合は、複数視聴してトータルで4ポイント取得してください。
- ・同じタイトルを複数回視聴してもポイントは加算されませんのでご注意下さい。
- ・最後まで視聴しないとポイントが付きませんので、動画が終了するまで視聴してください。
- ・複数人で e ラーニングを視聴する場合、ログインID所持者は必ず同席して視聴して下さい。(IDの貸し借りはしないでください)

※ e ラーニングの視聴方法、パソコンの操作等についてのご質問はオンライン登記申請促進委員まで、その他研修についてご不明な点がある場合は本会までご連絡ください。

令和2年 オンライン登記申請促進委員

氏 名	所属支部	事 務 所	電 話 番 号		
			F	A	X
柴 山 大 輔	福 島 支 部	〒960-0101 福島市瀬上町字東町一丁目1番地の3	024-553-4812 024-554-4057		
菊 池 研	福 島 支 部	〒960-0671 伊達市保原町字東野崎2番地3	024-575-1133 024-575-1614		
加 藤 一 宏	郡 山 支 部	〒963-8861 郡山市鶴見坦二丁目8番1号	024-932-3259 024-932-0309		
石 川 征 義	会 津 支 部	〒969-3133 耶麻郡猪苗代町大字千代田字トヤガ崎5番地2	0242-62-2311 0242-62-2242		
齋 須 正 洋	白 河 支 部	〒961-0307 白河市東柄本字南向田30番地1	0248-34-2013 0248-34-3866		
土 屋 圭 亮	いわき 支 部	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名字前原前64番地の1 コンフォート岡小名B202	080-1663-4948 024-505-4307		
加 藤 修 吾	相 双 支 部	〒976-0042 相馬市中村字大手先45番地	0244-36-3001 0244-35-3310		

別 紙

e ラーニング視聴報告書

支部 登録番号: _____ 氏名: _____

視聴日時	視聴タイトル	講師名	視聴時間	視聴した場所	備考
令和2年8月1日	土地家屋調査士の業務と成年後見制度	清水敏晶	1時間20分	自宅(事務所・支部・その他(知り合いの事務所など))	
				事務所・支部・その他(知り合いの事務所など)	

* * * * *

【広 報 部】

金融機関向け研修会の実施報告について

下記の通り金融機関向けに研修会を実施いたしましたので報告いたします。

日 時：令和2年7月17日(金) 午後4時～午後5時

場 所：会津商工信用組合

出 席：小野寺正教会長、佐藤聰之助副会長、

渡部宏広報部長、鈴木義雄広報部理事

講 師：広報部長 渡部 宏

講 義：1. 表示に関する登記について

2. 筆界(境界)を明らかにする専門家と

して

3. その他

目 的：

日頃から土地家屋調査士と金融機関とは密接な業務関係にあるものと考えておりますが、金融機関側としては権利関係の登記業務に目が行きがちだと思われ、表示の登記部分が見えにくいことも現実だと思われます。しかしながら、住宅建築など実際には権利の客体としての不動産表示特定が

基本であり、とても重要なことあります。

そこで、この機会に金融機関融資担当者を対象として、表示登記のこと、土地家屋調査士のことについてより知りていただくことを目的として研修会を実施致しました。

「登記は、まず表示登記の理解から」をキーワードに研修を行うことで、行員の方々の知識として今後の業務に役立てていただけるよう努めました。

所 感：

初の金融機関向け研修を開催してきました。わかりやすい内容にして講義をしましたが、私の悪い癖で「早口」になってしまいました。

次回は気を付けたいと思います。

(広報部長 渡部 宏)



* * * * *

ラジオCMの実施について

昨年に引き続き、本会広報の一貫として『ふくしまFM』にて福島県土地家屋調査士会のラジオCMを放送することとなりましたのでお知らせいたします。

会員の皆様に置かれましてはぜひお聞きいただき、ご周知の程をお願い申し上げます。

『福島県土地家屋調査士会ラジオCM (20秒)』

放送期間：令和2年8月1日(土)～令和3年3月31日(木)の8ヶ月間

※偶数月は月・水・金の朝8時、奇数月は火・木・土の夕方6時の週3回

放送局：ふくしまFM

(福島・郡山 81.8MHz、会津 82.8MHz、白河 79.8MHz、いわき・南相馬 78.6MHz)

①『令和2年度版 ラジオCM』 土地トラブル防止篇

女性：あなたは家の土地の境界、分かりますか？

女性：境界杭はありますか？

女性：分からないあなた！境界を確認することは、土地のトラブルを防止し、あなたの大切な財産を守ることにつながります！

女性：詳しくは、お近くの土地家屋調査士へ！

女性：土地家屋調査士、土地家屋調査士、土地家屋調査士ですよ。

②『令和2年度版 ラジオCM』 立会のお願い篇

女性：あなたのお家に境界杭はありますか？

女性：境界杭は、土地のトラブルを防止し、あなたの大切な財産を守ります！

女性：おとなりの方から境界立会を求められたときは、ご協力くださいますようお願いします。

女性：詳しくは、お近くの土地家屋調査士へ！

女性：福島県土地家屋調査士会からのお知らせでした。



* * * * *

車内用ステッカーの作成について

この度福島会では、広報事業の一貫として、車内用ステッカーを作成することといたしました。

ガラスの内側から貼れ、汚れにくく剥がしやすく、何度も貼り直せる仕様となっております。完成品は福島会会員の皆様に1枚ずつ配布いたしますので、ぜひ業務用車の窓等にご利用いただき、土地家屋調査士の知名度アップにご協力いただければと思います。

なお、ステッカーは後日斡旋品として販売予定です。



全国一斉！ 表示登記無料相談会について

例年、7月31日の「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動の一環として標記無料相談会を開催していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大への影響を考慮し、今年度は会場を設けての開催を見合わせ、各支部事務所にて電話での相談受付を実施いたしましたので報告いたします。各支部事務所におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。

開催日時：令和2年8月2日(日) 10時～16時

開催場所：各支部事務所



支 部 だ よ り

支部活動の現状と囁矢会について

福島支部 西坂直人

令和元年より、福島支部の副支部長に就任しました。

加藤大次郎支部長をはじめ各副支部長、各理事、支部会員にお世話になりながら日々、支部運営の勉強をさせていただいています。

今年度の新型コロナウイルス感染防止の状況下

での支部活動の現状をお知らせいたします。

5月8日の福島支部の令和2年度第65回定時総会におきまして開催方式を委任状による少人数開催を行いました。

また、7月31日の「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動及びPR活動として毎年行われます全国一斉不動産表示登記無料相談会につきましても、相談方法は面談ではなく各支部事務所にて、電話で対応する予定となっております。

さらに、支部事業として、2年持ち回りで毎年

開催している7士業無料相談会があります。

本年は土地家屋調査士会が秋に2年目の開催をする予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため開催を中止することになりました。

このように中止や変更で支部活動が少ない為、今回は福島支部の別団体について少し紹介をしたいと思います。

福島支部には郡山支部さんの研修会のような嚆矢会（こうしかい）があります。

これは平成27年に、いまは調査士会を退会されています久米允彦先生が若い調査士たちのために、顧問の野地良宏先生や先輩に声をかけてくださり、立ち上げてくださった研修会です。（諸説あり）

ちなみに嚆矢の意味は物事の最初に手をつけること、物事の始まりを表すそうです。

語源由来は元々、「嚆矢」とは、戦いの開戦の合図として、射るときに風を切って音を立てながら飛ぶ鏑矢（かぶらや）のことです。嚆矢会が福島県のなかでも先駆けるような会となっていってほしい意味をこめたと言う説明があったように記憶しています。

研修会の後には懇親会があり、年代を問わず語り合い、飲み合い盛り上がります。

調査士の先輩、同僚、後輩が、一堂に会して仕事のことをはじめ色々な話ができる有意義な親睦の場となっております。この会もコロナのため休会しておりましたが、7月から再開する予定です。

福島支部は加藤大次郎支部長の『新人調査士に「福島支部は楽しそうだな。支部に入りたいな。』と言われるような支部を目指し、会員の皆様の為に精一杯、楽しく活動する。』という理念のもと役員一同、頑張ってまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

最後にコロナウイルスの第二波、第三波も危惧されるということですので会員の皆様には、十分に気をつけてお過ごしください。

* * * * *

雑感

郡山支部 小野寺 正貴

先日、支部長から電話があり「支部だより」をお願いしたいと言われた。

ノーと言えない典型的な日本人の私は快諾させていただいた。しかし、文才のない私にとって、これほどの苦痛はない。もうすでに、出だしから箇条書きになっており文章になっていない。頑張って1ページぐらいは書こうと思う。

コロナウイルス感染拡大防止のため、今年はまだ支部研修会が行われていない。

毎回、頭を悩ませるのが支部研修会の企画である。

研修会の出席率を上げるため、いろんな企画を考えるが、ネタ切れ状態である。

支部役員になるまではわからなかったが、1回の研修会を行うために準備する大変さは役員にならないとわからないことだと思った。

郡山支部には親和会という会員同士の親睦を図る任意団体がある。昨年度から私が会長を務めさせていただいている。親和会も年2回の研修会を行うが、親和会の研修会では取って置きの裏ワザがある。郡山市の職員が講師として行う「市政きらめき出前講座」である。講座は107メニューがあり、困ったときの頼みの綱である。しかも、市の施設であれば会場使用料が免除になるのが魅力的だ。以前、農業委員会に頼んだ「農地を農地以外に転用するときは農地転用の手続きを忘れずに！」この講座は非常に勉強になった。当然のことであるが、農地転用の申請手続きは行政書士でなければ業として行うことができない。しかし、土地家屋調査士としてまったく関係がない内容ではない。相談者が家を建てたいと相談にくる。しかし、そ

の土地は農地であった。さてどうする？

相談者は先生ならわかるはず…と士業の垣根を知らずに相談にくる。相続税、贈与税、農地転用、建築基準法などなど…しかし、うちで出来る仕事ではないとただ断れば頗りない先生と思われてしまう。どの士業も専門性が高く職人のようなものであるが、他士業の基礎知識を学習することで、自分たちの仕事が効率よくでき依頼者の目的が達成できる。この知識があれば依頼者に手間をかけさせずに済んだのに…と思ったことはないだろうか。そうならないためにも他士業の勉強、他士業

との情報共有が必要になってくる。

聞かれたことだけに答えるのではなく、自ら引き出しを開けていかなければならない。

士業として別々の役割があるわけであり、それを踏まえた上で、協力していけばいいわけであり、いろんな知識を学ぶことにより相談者の満足が上がっていくと思う。土地家屋調査士のあの先生に聞いてみよう。土地家屋調査士の知名度を上げるためにには、自分たちが日々スキルを磨いていくことが大事だと思う。士業に終わりはない…そう感じた今日この頃です。

* * * * *

支部報投稿

いわき支部 能 嶋 秀 幸

昨年11月11日私は自宅の玄関先で倒れ、自力で救急車を呼び、緊急搬送され病院に入院しました。病名は急性心筋梗塞でした。鼻、口から栄養を補給され、酸素ボンベで呼吸を促され体中管だらけの状態で、意識が回復したのは、人より遅く1週間後でした。ICUでの2週間余りをへて一般病棟に移りリハビリが始まり、当初私は直ぐに歩けるものと思っておりましたが、2週間の長さは身体にダメージ重くのしかかり、車椅子に乗るのもやっとでした。

今は杖を使用することにより、退院を早めてもらい、仕事部屋と自宅を行き来しております。

そんな時に、病室で私がよく聞いていたのが、懐かしのフォークでした。青春時代の歌であり、想い出の歌であります。岡林、かまやつ、拓郎、陽水、みゆき…死んだ人もまだ現役で光輝いている人もたくさんいます。

考えてみると調査士として仕事をしてきたが、私は輝いていると言えるだろうか？どうだろうか？過去を振り返らず、後継者も育てられず…残念ながら言えませんね。

今、若手は昭和35年発令の税務署から移管された、権利の登記を補足する目的の表示に関する登記測量を拠りどころとしています。先人が勝取った調査員制度を権利の登記の補足として、地図に準ずる図面、現在の14条地図に引き継がれたものです。

法務局も、対象地の立ち入り権及び立会い調査を重視しているところです。職員には、入職してすぐの1ヶ月新人研修をかわきりに、2ヶ月の中等科研修、そのほかにも、専修科研修2ヶ月、部長職及び局長に至るまで研修が続きます。表示登記専門官が受ける約5ヶ月の中央測量技術講習等、官費による講習会があります。法務局も時代に即した変化を求められているのです。

千利休の七則に相客（あいきやく）に心せよとの言葉がありますが、時代の変化に現在の若手調査士さんも、連帯力を重視して仕事をしています。地域の慣習に即した測量も求められておりますが、私の経験では、立会いしてみると多少植栽が曲がっていても、真ん中が境だとか？内側が境だとかで言い争いがお

こります。それってコミュニケーション能力の問題であり、私達調査士は毅然とした態度で接することが地図を守る人として、大切ではないでしょうか。

調査士会の費用、私たちは行内流用を減ったとか増えたとかでとらえておりませんか？あくまで経費に対する考え方であり、個々の年齢が高くなるなかで、支部会費も減少しております、其のなかでのやりくりです。会存続発展のため研修の資料代、昼食代、バス代も含まれております。そして予備費に対する考え方でも、減ったとか考えてないでしょうか？予備費は増えても良いのではないのでしょうか。地図に準ずる図面、登記識別情報制度、今年の4月からは、借地権制度が始まります。県測量業協会でも平成26年2月に新しい測量設計基準が計算例を添えて、国交省の平成3年4月1日以降の業務設計基準による積算手法に対応したものを発行しています。時代に即し将来を見据えた登記測量に援用できる、地籍調査測量基準です。どうか皆さんも、若手調査士が取り組んでいる、新しい人材、継承人の発掘を目的とした出前講座に目を向けた協力のほどお願い致します。

写 真

※明治4年7月地理寮大蔵省に移管、租税寮に地理課を置く、平県は磐前県改称。

※同5年地券の全国一般発行を大蔵省が布達。

※地所の位置表示方法、脱落地発生防止の為地所番号（地番）がつけられた。

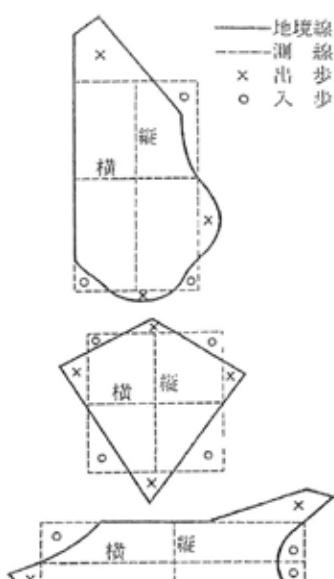
※同年、県は検地帳、名寄帳、小拾帳（こびろい帳）の提出命。

※小拾帳とは、江戸時代質地証文の附属書、一筆ごとの字名、面積、石高が記載されていた。

※同年磐前県地租改正事業に着手。

※丈量にはどのような方式を採用するか府県当局において決められ、各府県はそれぞれ心得書や指導書を作成して配布。

※地所面積を求める野帳の一筆地図が、実際は凹凸のある地境線が直線化されているような場合も生じ、測り手個人差が生じやすかった。



登記簿、台帳一元化完了期日（平支局）

四倉出張所……43年2月29日、小名浜出張所……42年11月30日

勿来出張所……41年2月28日、富岡出張所……44年12月31日

浪江出張所……44年12月31日、双葉出張所……44年12月31日

※税務署から土地台帳移管前は所有権に関する登記の一部として書面審査の中で登記簿の表題部変更の登記を行っていた。

※昭和25年に税務署から土地台帳の移管を受けた登記所では、測量技術及び知識、検査の知識が不備の為、移管された、測量道具（平板）、間縄（5cm単位）等、担当税務職員の指導があったはずではあるが、使いこなす事がなく、公に発表されてなく不明である。

法務局備付字限図、丈量図(同一性あり)

例1 同一性がある(○)

法務局備付字限図



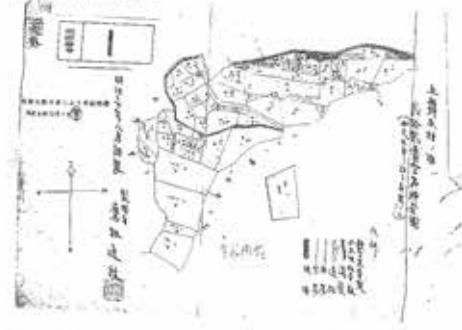
丈量図



法務局備付字限図、丈量図(参考資料となる)

例3 参考資料となる(△)

法務局備付字限図



丈量図



法務局備付字限図、丈量図(類似性あり)

例2 類似性がある(○)

法務局備付字限図



丈量図

3-26-A



法務局備付字限図、丈量図(参考資料にならない)
地目の変遷

例4 参考にならない(×)

法務局備付字限図



丈量図

1-13-A



* * * * *

支部報投稿 No.2

いわき支部 能嶋秀幸

2月23日の寄稿では書面数の関係で発表できなかった、地籍図及び字切図の地図記号がいつの頃より統一されたのかの疑問がある。知るにあたり私は地租改正までさかのぼる事にした。佐藤甚次郎氏執筆の本を再度見直し、鮫島信行（1952生まれ東京大学農学部工学科卒、農林省入省）氏執筆の日本の地籍を補足資料として読み比べると、「埼玉行政文書」に明治12年12月18日付けで地租改正事務局から県に通達された文書があった。それには、一郡限分色地図凡例として、淡藍…水患（洪水？能嶋）全村反別三分以上ニ被ル村、濃藍…水患全村反別ノ五分以上に被ル村、淡紅…旱害全村判別ノ三分以上ニ被ル村、濃紅…旱害全村判別ノ五分以上ニ被ル村、淡緑…養蚕区域、濃緑…産茶区域等記載され、さらに用いるべき記号として、現在我々が眼にする地図記号とは大いに違いがありました。（例）升符…富区域、△符…貧区域、○単環符…荷車不通区域等。旧体制色が色濃く残っていて、習慣・行動パターンが集団的な調和で生活していたことが伺えます。（注、所有の意思…現代社会の所有権とは違い…支配者「御上」から預かったものを使用貸借・利用しているとの考え方？能嶋）。囲われた一集団の村社会でも、行事、催事等決まり事が多く、それを破ると集団から外され（村八分）村での恩恵が得られなくなり離農せざるを得なく、村を出ていかざる他なかった。（人別帳より外される…無宿人別帳？能嶋）

※因みに事務局総裁は、佐賀藩大隈重信（参議、太政官時代）。

壬申戸籍の全国集計（国勢調査以前の日本人口統計集成）内務省編纂、国会図書館図書より

速水 融 復刻解題

身分	戸主男	戸主女	戸計	男	女	人口計	人口中%
皇族	7	4	11	14	15	29	0.000088
華族	459	0	459	1,300	1,366	2,666	0.0081
士族	258, 939	13	258,952	634,701	647,446	1,282,167	3.9
卒	166, 873	2	166,875	334,407	324,667	659,074	2.0
地士	646	0	646	1,715	1,601	3,316	0.010
僧	75, 925	0	75,925	151,677	60,169	211,846	0.64
旧神官	20, 895	43	20,938	52,141	50,336	102,477	0.31
尼	-	6,068	6068	0	9,621	9,621	0.029
平民	6,326,571	170,752	6,497,323	15,619,048	15,218,223	30,837,271	91
権太人民	-	-	-	1,155	1,203	2,358	0.0071
計	6,850,315	176,882	7,027,197	16,796,158	16,314,667	33,110,825	100

※（卒（下級武士…足軽以下）地士（郷士…坂本龍馬は土佐藩郷士）？能嶋）

※権太人民、権太アイヌ・オロッコ・ヤクート…当初有籍アイヌ人（北海道）以外は戸籍に編入されなかった。（？能嶋）

※賤民解放令（明治4年8月28日太政官布告449号）により平民として編入されたが、一部地域の戸籍に

は新平民や、元非人等と記載されたり差別は色濃く残りその後の改正戸籍にも判読できなくした戸籍（その部分に和紙を貼る又は黒塗りにする）を用いていた。

※壬申戸籍には、職業も記載されており、華族・士族では禄高、平民では業種が記載された。明治8年に廃止されたが宗門人別の性質を残し寺・氏神の記載があった。

※後に廃止されたが、家来・使用人・妾でも扶養しておれば編入された。



江戸古地図（日本橋・麹町付近）、国立図書館



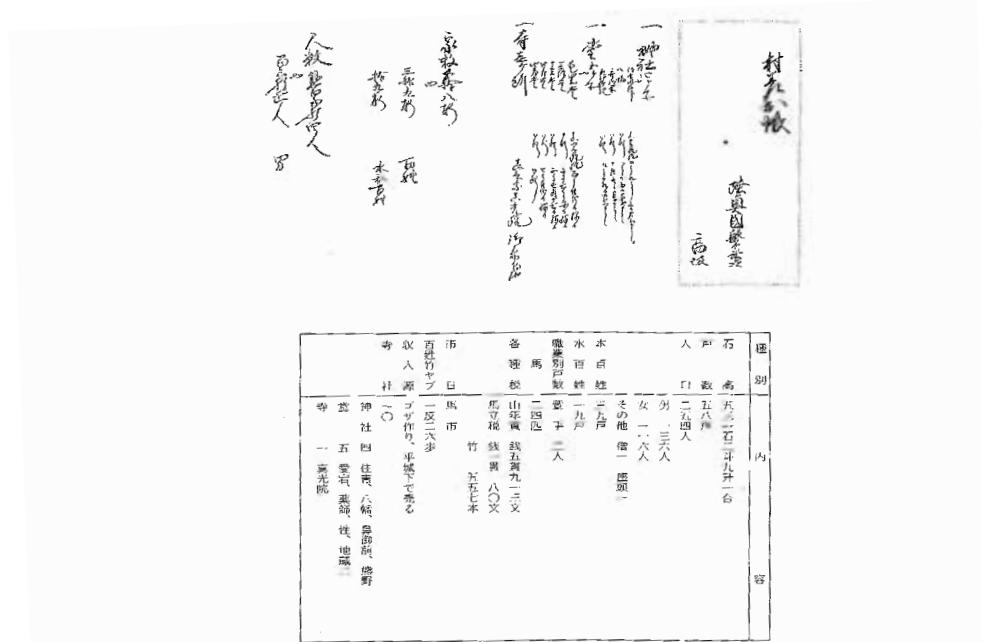
※資料3の近世絵図における合印の例を参照されたし。(能嶋)

※民部省地理司が大蔵省と合併し明治4年地理寮大蔵省に移管、明治6年内務省に租税寮に地理寮が継承、因みに内務卿は（薩摩藩）大久保利通、内務卿ですから現代では大臣ですか。では参議は行政次官でしょうか。（能鳴？）

※太政官制は、明治18年の内閣制度以前の明治元年制定された官僚制度で、(明治国家を運営する為に、日本古代の律令政治のやり方をまねた中央集権政治制度。(能嶋？)

※三分以上、五分以上とは、何を指して言っているのだろうか？展示されている名刀などは、剣先何分何寸と記載されているのを参照にすると、鍔の持つてから水面下三分以上、五分以上と推定するのが妥当ではないでしょうか？（能嶋）

※当時の鍬・鉈を作る村鍛冶が、大きい村（現在の大字等）に存在していた。「参考資料として、明治大学博物館歴史資料センター、高坂村（現内郷高坂町）の身分別・職業別人口比率を利用 能嶋」



※江戸中期の陸奥の国、内郷高坂村の差出状（村差出帳、村鑑ともいい、現在の市町村勢の要覧、村で作成し役人に提出したもの）

※相応しくない記載有りによりその部分は添付できないが、他の部分とその解析説明文を資料として載せました。江戸時代村の概要を記載した帳簿であって郷村明細帳（村鑑大概帳）ともよばれるものを整理したものです。

※地租改正法（明治6年明治政府が行った租税制度改革）によって制定された土地を対象に賦課（ふか）した租税、明治初期は旧体制を引きついだばかりで国家財政の大部分を農民が負担していた。「農林・漁業（第一次産業従事者）は人口の85%を占めていたとの資料あり（日本銀行史料館）。」

※壬申地券…幕藩体制の沽券制度の活用。(租税徵収の基本となる土地の反別及び標準収穫額【高】を把握し、所有者すなわち納税義務者である高持百姓【本百姓、検地帳に記載された百姓】の確定目的(能嶋)

※壬申地券（明治5年の干支から壬申とよぶ。能嶋）には、一般地券として市街地券と郡村地券の2種類がある。武家地・町地で従来無税又は軽い税しか課せられなかった地域に市街地券を発行し、郡村部（農村）は土地売買譲渡のつど郡村地券を発行した。明治5年2月の太政官布告50号の地所永大売買解禁令により大蔵省達第25号土地売買譲渡につき地券譲渡規則によるものである。（能嶋）

明治より前の地図となると伊能地図をおもいだす。文化元年（1804）8月幕府に上呈（差し出す）した地図（小図）でも、城下口、陣屋×、神祠（鳥居）、仏（門）湊澗（流れる水）、極度測地、郡界（…）などを記号で示し、一郡分色地図を作成していた。

伊能忠敬の測量方法は主に道線法で距離と方角を測り公会法で2点、3点以上の目標物（山・寺院の屋根・大木）からの対象地点の角度を測りチェックしていた。尚図面の縮尺は大図…一里 = 3寸6分（1/36000）全214枚、中図…1里6分（1/2160）全8枚、小図…1里3分の縮尺（1/432000）全3枚図面あり。それらの凡例を「地図合図」として示している。（伊能記念館資料より）

それでは伊能忠敬以前の地図彩色、及び地図記号はどうなっていたのだろうか。

江戸時代の村絵図作成の仕方や図式などの慣例は明治前期に引継がれ壬申地券交付調査で作成された地引絵図にも踏襲され、さらに地押調査における更正地図や地籍編纂事業で作成された地籍地図でも継承された。

幕藩体制時代の近世地図における合印（あいいん…書類・帳簿を別の書類・帳簿と照らし合わせたるときに押す印）図書が残っており目に見えることができる。（国会図書館図書より）

※地図合印、当時の複写方法と考えればよい。イメージとして落款印を押された複写図。？（能嶋）

※壬申地券発行にあたり、地所の位置情報として地所番号（地番）を記載した。（注…入会権の所有の問題、飛地の問題があり機会があれば…としたい。能嶋）

それと検証しなければならないのが陸軍省である。明治4年に兵部省に日本陸軍参謀局が設置された時まで遡り、直前の組織は参謀本部測量局（地図及び測量課が昇格）で、明治21年に陸地測量部条例の交付とともに本部長直属の独立官庁として設置された。（地理院資料）

明治8年5月30日「地租改正条例細目」第2章第3条に土地丈量ノ事によれば、耕地ヲ丈量スルハ畔際ヨリ内詰ト心得ヘキ事と記載あり。境界からではなく、つまり有租地部分のみの地籍を求めるものとしていた。明治9年9月18日には、地租改正事務局・関東府県出張局員へ達「畑方作道設置並ビニ地界丈量方法出張吏員心得書」には、…毎筆ノ境界ハ都テ双方凡五勺〈尺〉ツツ即（すなわち）一間ノ二十分一除去シ丈量スペシと指令している。1間は6尺であり、その20分の1であることから、境界から3寸（9.09cm）内側から測量するよう指示している。（能嶋）

※壬申戸籍（明治4年の戸籍法に基づいて、翌年明治5年編成された戸籍）、江戸時代の宗門人別改帳（注…壬申戸籍の基となった宗門人別帳、いろいろ問題があったが、わりと早く戸籍に移行できたのは礎があったからと言えます。これも機会があれば…としたいと思います。能嶋）

※明治19年8月旧登記法制定。法律第1号である。大日本帝国憲法は明治22年2月に公布され同23年11月施行された。憲法と比肩すべき国法の基本法である民法は明治29年4月制定（法律89号）である。（不平等条約の改正を目的とした民法典編纂が必要であった。旧登記法は明治32年民法の制定に対応し

て全面改正し旧不動産登記法となり、その100年後平成16年電子化の要望等に応えるため、改正され新不動産登記法が制定され現在に至る。旧登記法の事務は裁判所（治安裁判所）が取り扱っていた。昭和22年第二次大戦後、登記事務は法務庁（現法務省）行政に移管替えし現在に至る。

※旧登記法は権利関係の公示について、1不動産1登記用紙の物的編制主義（ドイツ式採用）を採用した。「対として人的編制主義（フランス）もある。（？能鳴）」

※日本歴史上の土地改革として大きく【イ】大化の改新（栄える）、天皇政権の確立による中央集権国家に統一した革命的事件であり、古代律令国家の基礎として行われたのが公地公民制。【ロ】太閤検知による土地改革、豊臣秀吉時代の検知で徳川家康の江戸幕府に引継がれた農地の支配・利用の制度改革。【ハ】第二次大戦後の農地解放による自作農を創設した土地改革。三つを挙げる事が妥当と思われる。（社）日本不動産鑑定協会資料。

※鍋田氏の祖先、安永武鑑御役人衆より

※武鑑 江戸時代大名、旗本、武家の格式・職務・紋所・石高…など記載された出版本。

※御用人…有能で藩主の信頼があつい者から選ばれた。

奏者番格…藩の役職（城中における武家の礼式の管理者）

※郡御奉行町方兼帶（2つ以上の職務を兼ねること）郡奉行は年貢の収納、訴訟、農民の統制など、代官などを使って行った職名。町方、場内の町部（町方）の行政・司法を担当する役職。（能鳴）

安永武鑑（1772～） 磐城諸士衆



※友次英樹（元大阪法務局主席登記官）氏の土地台帳の沿革と読み方を拝見し読ませてもらうと【土地台帳様式明治22年】内歩、外符の記載あり。

足利工業大学工学部都市環境工学科教授 築瀬範彦氏の研究報告書(近代地積制度の成立過程と登記面積誤差)を拝見すると、日本では1876（明治9）年頃に、内務省地理寮において三角測量が開始され、その業務は1884（明治17）年に陸軍に統合された。フランスでは1818年に全土を三角測量し詳細な地形図を完成させている。革命後には「ナポレオン地籍図」と呼ばれる大規模な地籍調査が進められた。周辺諸国やドイツでも同様の進行がみられたが、イギリスでは地籍制度を植民地含めて導入し、境界点に座標を持つ地籍図が作成されている。島津俊之氏によれば、19世紀は地籍調査時代であり、内務省による地籍編纂事業もこうした先進国の動きに触発されたものだった。

※島津俊之和歌山大学教育学部教授、専門は人文地理学。1869（明治2）年（兵部省、太政官制）、1871（明治4年）陸軍条例により陸軍参謀局間諜隊が設けられ、測量と軍用地図作成の分掌が定められた。明治4年には、明治政府の中枢が2年ほどかけて留学生を含め派遣されている。それより以前開国派を中心に江戸幕府も数次にわたり大量の留学生を西欧諸国に派遣している。（その留学生達が中央政権の礎となった。能嶋）。今回はこれまで、機会があればとしたい。

明治維新、中央集権政治体制の確立といえども、旧幕藩体制から引き継ぎ、時代に合うよう修正した部分が多々あった事がわかります。

隨筆

雜記

福島支部 柴山大輔

つい先日、伊達郡国見町の現場に訪れた際のことであるが、少し早く作業が終わったので、近くの国指定の史跡である「阿津賀志山防壘」を見に行ってみた。

阿津賀志山防壘とは、福島県と宮城県の県境に位置する低山の「阿津賀志山」に存する平安時代末期の防壘跡のことで、存在は以前より知っていたものの、訪れてみたことは無く、正直なところ800年近く前の遺跡など大したものではないのではないかと思っていたのだが、実際に訪れてみると中々に見応えのあるものであった。

場所は国道四号線沿いにあり、油断していると見逃してしまう程にさりげなく看板が立っている

程度なのだが、車を泊めてすぐにそれとわかる防壘跡をみることができる。

通常の観光地化された城跡や遺跡などは案内看板などを見ないと防壘や堀などは認識することが難しいことが多いが、この阿津賀志山防壘は一目みてわかるほど姿形が当時のまま保存されている。それも長大な面積に現存しているので、かなりリアリティを持って遺跡を「体験」することができる。大河ドラマの撮影にも対応可能なのではないだろうか。そのくらいロケーションは抜群だった。

この視察によって少々興味がわき、この阿津賀志山防壘について調べているとどうやら近くに「あつかし歴史館」なる資料館があることが分かったため、日を改めて訪れてみたが、これも面白かった。資料館の管理者の説明によると先日見た防壘は、今から800年程前の奥州合戦の際に作られたものと

のことである。

奥州合戦とは、いいくに作ろう鎌倉幕府で有名な源頼朝が、幕府設立（1192年）の目前である3年程前に全国支配を目指して、奥州、つまりは東北の雄である藤原家との戦いに臨んだものである。内容としては「天下分け目の戦い」と呼ぶに相応しい大きな戦いであったようだ。それも誰もが一度は聞いたことがあるであろう源義経も絡んでくる念の入りようである。

我が地元である県北地区に、このような決戦場跡が存在することを私は知らなかつたし、驚いた。それと同時に、ある種もつたいくなくも感じた。

素晴らしいロケーションと歴史ロマンを併せ持っているのに、県北地区は歴史上あまり有名なスポットとなっていないよう感じる。もっとPRと名所の整備を行っていけば観光地としてももっと有名になれるのではないかと思う。

ともあれ、現場作業の合間に遺跡と出会ったことで、少々の教養が身に着いたのではないかと自己満足に浸ることができた。お仕事を頂いた依頼主に感謝である。

* * * * *

地図作成作業の悩ましさ

会津支部 佐 藤 一 男

近頃、地図作成作業に対する地権者意識が様変わりした、と感じる。平成18年頃、会津地区では、蚕養町、旭町、滝沢町の地図作成作業が実施されたが、いきなり「地図作成は何のためにやるのだ!?」と地権者から問いただされて、「はい、国土安全保障のためです」と、冗談交じりで囁く筆者に対しても、「そうか!」と軽く受け流してくれたことを記憶する。つまり、良識ある大人の対話ができる粹な地権者しか目立たなかった時代であった。



しかし、概ね平成26年以降を境に、粹な地権者は姿を消したような気がする。今では対面するや否や、「俺の相談なしに勝手に立会日程を決めた」「俺は仕事中なのに立会に呼び出された」と怒鳴る地権者や、「境界標識の確認は私の土地を通らず、隣の人の土地を通ってやってほしい。なぜなら私の土地の畠に極力入ってほしくないから」「私が留守の時に勝手に測量作業はしてほしくない。私の土地の中に測量三脚の設置は一切認めないと非協力的な地権者などなど、例を挙げればきりがない。

しかも、我々作業する側の対応は、ただただ「すいません」、「ご無理ご尤」の連発しかない。中でも強面の地権者は「すいません」という響きがよほど気に入っているようで、さらに無理難題を押し付ける。そこで、また、「すいません」で対応する。つまり、これらの地権者の思考回路は、すべて「お前らが悪い」、「国の機関ならなおさらだ!」という論理で成り立つゆえに、対応者の「そうです、私が悪いのです」という謝罪を心地よく求め続ける。まるで戦後の自虐史観の実情を見ているような錯覚すら覚える。

少なくとも昔の地図作成作業は、地権者も、法務局側も、コモンセンス（Common sense）をお互い求め合い、それが十分機能していたといえよう。

もっとも、欧米日本などの民主主義国家においては、特に国益事項を実践する時に、不利益を被る国民も発生するため、一般的にコモンセンスを

国民の間に求める傾向がある。

このところのコロナ禍騒ぎでも、憲法に緊急事態条項がないにもかかわらず、何の法的根拠もない“自肅”要請に、肅々と従う我が同胞日本国民の姿を目の当たりにして、日本国民の保持するコモンセンスの崇高さに、頭が下がる思いである。

そう言えば、ひとところ、「日本の常識は、世界の非常識」などというコメントや、書籍が発売されたことは記憶に新しい。作家の門田隆将氏のインタビュー記事だったと記憶するが、海外に留学する日本人と外国人に取材をした結果、日本人の留学生のほとんどが日本政府や当該大使館は我々を守らない、という回答をしたという。一方、外国人の留学生のほとんどが自国政府は当該大使館を含めて、必ず我々を守ると答えたという。これが日本の常識なら納得がいく。

今回の地図作成が終了する期間、コモンセンスを備えた地権者に、一人でも多く遭遇することを願ってやまない。

* * * * *

口裂け女とサイボーグ

白河支部 坂 本 洋 一

私が小学校の高学年だった頃、口裂け女の都市伝説が大流行したことがある。

巨大なマスクを身に着けた若い女性が学校帰りの子供たちを待ち伏せ、「わたし、きれい？」と尋ねるのである。何も知らない子供たちは「きれいだよ」と答えるのだが、彼女はそのやり取りを想定していたかのように「これでも？」と言いながらマスクを外して素顔を晒して見せる。そこに隠されているのは耳元まで大きく裂けた口である。子供たちは恐怖のあまり、「ぎゃー」と叫びながら逃げようとする。しかし、彼女は時速数百キロという新幹線並みのスピードで走れるらしく、鬼の

ような形相で「待て!!」と叫びながら追いかけてくるのである。しかし、彼女を封印するためのおまじないがあった。「ポマード」と叫ぶのである。この言葉を聞くと彼女は途端に苦しみ始め、追って来られなくなるのである。口裂け女とは美容整形に失敗して怪物のような顔になってしまった女性のなれの果ての姿なのであり、執刀医の名前であるポマードという言葉を聞くとトラウマが蘇り、力が削がれてしまうのだと。口裂け女伝説は地域によって、世代によって様々な版が存在するらしく、全く別な形で記憶している人も多いのだろうが、この都市伝説を不気味なものにしている小道具の一つが巨大なマスクである事に疑問の余地はない。

あの当時、なぜ小学生たちは口裂け女の都市伝説に途轍もない恐怖を感じたのだろうか。

少し話は脱線するが、水疱瘡（みずぼうそう）や麻疹（はしか）、風疹といった感染症は私の子供の頃にはかなり身近な存在だったように記憶している。ツベルクリン反応の検査や日本脳炎の予防接種は学校単位で毎年のように行われたし、小学二年の時には水疱瘡の大流行も経験している。私も学校で感染して二週間の出席停止になったのだが、身体は元気なのでどうしても家の中を動き回って過ごしてしまう。二人いる未就学の弟に感染し、兄弟三人が全身赤い発疹だらけになってしまったのである。中学二年の時にはクラスメイトが結核に感染し、公立岩瀬病院の隔離病棟に何か月も入院するという「事件」もあった。

日本でマスクが重宝されるようになったのは百年前のスペイン風邪の世界的大流行時からという説があるらしいが、当時はウイルスという存在 자체が未発見だった。マスクが負わされていたのは、疫学的に確実な防御装置としての役割よりも、身体の変化を引き起こすような、見えない恐怖に対する御護符のような役割だったのかもしれない。

流行病（はやりやまい）を外部からやってくる怨霊や悪鬼や疫病神の仕業のように位置付け、それらを共同体から退散させるための象徴的小道具として、口元を白い布で覆ったという側面があったとすれば、それはそれで興味深い。

さて、再び口裂け女である。この都市伝説の本質にあるのは、想像力と現実のギャップがもたらす恐怖である。マスクによって隠蔽された部分とそうでない部分に想像出来ないようなギャップがあったとすれば、これから思春期を迎える精神的に不安定な小学生には大きなトラウマを引き起こす。フロイト流に解釈してお茶を濁すのも面白いところではあるが、今は別の視点を示してみたい。

ビーナスコンプレックスという言葉を提唱した人がいるが、美容整形という医療行為は精神医療と不可分の関係にある。自己の意識が外見をどのように許容するかというのは客観的な美醜の問題なのではなく、どんな容貌を自分は醜いと感じ、どう矯正すれば満足出来るのかという主観的な問題なのである。自己の外見を否定する声を他ならぬ自己の中に創造し、支配されてしまう。頭の薄くなった男性がアデランスを身に着けて禿頭を隠したり、厚底の靴を履いて少しでも背が高いように見せたがる心理にも共通するのだが、身体的なコンプレックスは容易に他者が入り込めない領域なのである。人間は自らを矯正し続けなければ生きていけないサイボーグのようなものである。美容整形という技術の進歩が老若男女を問わず、多くの人々のコンプレックスを拭う事に成功してきたのは確かである。しかし、必ずしも「成功」するとは限らない。口裂け女とは、身体的コンプレックスと医療ミスの融合が作り上げた「怪物」なのであり、サイボーグ化した身体の帰着する場の比喩なのである。

口裂け女は自分の容貌にどんなコンプレックスを抱いていたのだろうか。コンプレックスは実存

的なものであると同時に歴史的、社会的構築物でもある。天然痘やハンセン氏病による身体の変化が差別の温床として機能し、感染症以上に人々を苦しめたのは遠い昔の話ではない。精神医学や感染症医学による「科学的な」権威付けが隔離政策や身体への暴力を正当化し、固定化した側面がある。口裂け女のマスクの下に隠されていたのが感染症による身体の変化の記憶であるとするのは明らかに深読みのしすぎであろう。しかし、「美人」であるのに天然痘やハンセン氏病に感染し、「残念」な顔になってしまった人は沢山いたのだろう。彼らを衆目の及ばない場に隔離し、身体を不可視のままにするのも、美容整形によって容貌を人工的に作り上げるのも、「善意」や「温情」のなせる業と捉えられる。未知の感染症によって発生した外観の変化に医療行為というフーコー的な意味での生権力が結び付き、二十世紀型の都市伝説を形成する一助になった可能性に留意する必要はある。病院を舞台にしたお化け屋敷の不気味さには理由があるのである。

日本のみならず、世界中の人々がこぞってマスクを身に着けている昨今、潜在意識のなかで他者と口裂け女を結び付け、互いに恐怖する事に熱中する自虐的なゾンビゲームに誰もが興じているのかもしれない。猛暑の中、疫学的にどれほど効果があるのか分からぬマスクを肌身離さず身に着けるのも後世の人々から見れば滑稽な戯画のように映るのかもしれないが、マスクによる変装とサイボーグ化を助長させる最大の要因は、covid-19に感染しても殆どの人々が無症状者のままであり、誰が誰に感染させるか分からないという不可視性であろう。

だからこそ、可視化にこだわる人々が現れる。感染者の氏名を特定し、ムラやクニから排除しようとする人々が現れる。感情を持った生身の人間を外部からやってくる怨霊や悪鬼や疫病神と同一

視し、ありもしない「怪物」を捏造する。しかし、怪物を捏造したがる人々は皮肉な事に、自分が感染すると今度は自分が「怪物」にされてしまう。自分たちは無垢なのに感染源は外部からやってくる。自分たちは悪くない。悪いのは「●●」だという単純な二分法を生身の人間を排除する道具にし、国籍、民族、年齢、職業、趣味、ジェンダーなどの様々な属性と結び付けていじめるようになる。

ゾンビゲームが佳境を迎える頃に再び口裂け女が復活し、子供たちの前に現れるのかもしれない。もしかすると、この文章を読んでいるあなたの後ろに既に立っていたりして（笑）。

* * * * *

落語家・古扇亭唐変木の あゆみ（序）

いわき支部 古 川 隆

どうも、落後家の唐変木です。

そう、落ちこぼれです。

最近はぬれ落ち葉とも後ろ指をさされているようだ…。

そもそも唐変木そのものが、変わった木から偏屈、間抜け、あほというそのもの。

まあ、白髪頭になってからも落語をやっていることがそもそも間抜け。

ネガティブな自己紹介になっていますが、ひとたび高座に上がれば、場内割れんばかりの大爆笑！ 終わればスタンディングオベーションの大拍手！

…になれば良いなあ！

今回広報から話があり、二つ返事で引き受けました。

というのは、この芸能文化の活動と調査士業は深いかかわりがあり、切り離せないものだから、……なのであります。



こんなプロローグ展開だと、調査士業の意義・業務を思い浮かべ、仕事の方に志向が向かってしまうのが生真面目な大方の調査士さん、なのですね。

実は、ここも唐変木で、調査士の資格を取れば、生活の糧は何とかなるし、なんせ自由業だから好きな時に休めるなあ、なんて、素敵な商売！

20代前半は芝居（演劇活動）にのめり込んでいた身。

文系の王道で、測量？幾何学？全くの素人。

資格を取るのに8年もかかった！まさに唐変木！

しかも金がないのに結婚はするは、子供は出来るは、芝居どころではないなあ。28歳で独立してから3年目。

3人目の造吾先生誕生！

毎日残業。

休みの日は家族サービス。芝居どころじゃないよなあ。

ある日曜日、私もう一つのテーマである有機農業関連で、鳥取から移住してきた自然農業の実践者の家を、家族5人で尋ねることに。

詳しくは省略するが、そこまで行くには山道で車道がなく、長い道のりを歩いて行った。



帰りに車を置いてきたところまで数キロ走って、(途中でヒッチハイクだったが)…それがたたって肺炎!ついでに持病の中耳炎悪化で…はい、入院。

何だこりゃ、仕事どころではないよなあ。過去2年半を振りかえりや、何が自由業じやい、責任はもたせられるし、昼夜ない電話、納品の期限はあるわ、……こりゃ不自由業だあー!

かくて、0歳児の造吾先生、上に4歳・3歳の兄姉。かみさんは0歳児をおんぶして2人の子供をワゴン車に乗せての病院通い。

十五町目の交差点で(国道6号と駅前通り)エンスト。後続の車に助けられたりと、…スンマセン、苦労かけました。

何だこりゃ!

生活もままならなきゃ、全然自由業じゃない!!

入院しながら、当時出たてのコンピューターでDOSだったかな、手作業でプログラムを入力しながら考えた。

情に竿さして流されたい。智に働きたいけど知恵がない。

ままよ、やりたいことをやろう、仕事だけの人生、やだあー!

…というわけで入院中に夕刊で「いわき落語研

究会」の旗上げを知り、退院後入会させていただいたのがきっかけでした。

その後のライフスタイルは単純明快。

仕事は5時過ぎまできっかりやる。仕事が過分なら人を増やせ。

どうせマイナスから始まった事業、プラマイゼロなら御の字。

本来は芝居をやりたくて始まったのだが、演劇は集団の総合芸術。

毎日稽古がある。自営業は不自由業。劇団に迷惑がかかる。

その点、落語は、それこそ一人芝居。誰にも迷惑が掛からない。

責任は演者のみだから、気楽だあー。唐変木の極み。

それから40年。唐変木は落語家です。

どこにでも行きます。仲間も17組います。掛け値なしに楽しませます。

呼んでください。調査士の落語も作りましたよ。

さて、ここまで話は芝居でいう「序」ですね。

この後の話が面白い!

残念ながらお時間でございます。

またのお越しをお待ちしております。



* * * * *

「元・若者」のSNSとの付き合い方

相双支部 鈴木新子

近年、若者たちのコミュニケーションというと、ほとんどがSNSでのやりとりです。

そうした影響からSNSの投稿を通した事件・問題が後をたちません。

マスメディアで大々的に報道される事件から大々小様々で、それらの多くが投稿者の「心の声」がそのまま反映されることが原因だと思います。

使い方によっては犯罪や事件につながる可能性もあり、家族・友人・会社での信頼を失う問題に発展してしまう様なデメリットもあります。しかしSNSは本来、情報収集や他人の近況を知つて楽しむツールであり、また全く知らない人との新たな人間関係を築くきっかけになったりします。

日本における主なSNSの利用率はメッセージ系のLineが最も多く、次に交流系のTwitter、Facebook、投稿系のInstagramと続きます。

学生時代からSNSに触れつつ年を重ねて生活スタイルの変化も経験した、若者でも年配でもない「元・若者」の視点で、4つのSNSについて主観を交えてまとめてみました。

Line

無料で友達とチャットや通話ができるアプリです。メッセンジャーとしての役割が強く、メールに代わる連絡ツールとして注目を集めています。年齢層も10代から70代まで幅広く利用されています。

高校生の間ではカップル同士で朝まで通話状態にしてずっと一緒にいるかのような雰囲気を味わったり、グループチャットの中で人狼ゲームを楽しんだりするという使い方もされているようです。

Lineの普及により今までこそ無料で通話できることが当たり前になりましたが、それまで携帯での

通話は高額な料金を支払って利用していただけに無料通話の登場は革命ともいえる衝撃でした。遠い外国から「お土産の靴はどっちの色がいい?」なんてビデオ通話も無料でできてしまうのです。無料通話の仕組みはなんとなく理解しているつもりでも、今までの国際電話を考えるといまだに信じられません。

学生時代は携帯代金のためにバイトしていたようなものですから、本当にいい時代だと心から思います。

メッセージ、無料通話以外にもSNSのイメージに直結するようなタイムライン投稿機能やLINE PayやLINEバイトなどさまざまな連携サービスもたくさんあります。

※Lineの無料通話はパケット消費するのでWi-Fi環境での使用をおすすめします。

Twitter

「世界でいま起きていることをリアルタイムに映す」をテーマに、140文字までの短文を投稿できるSNSです。画像や動画の投稿をすることもでき、2017年には月間利用者数が4,500万人を超えていました。(Twitterは2017年以降アカウント数に関する発表を行っていない)

国内では10代、20代の利用が特に多くなっており、芸能人や政治家、公的機関、メディアなど幅広いユーザーに利用されています。

若年層の間では日常や趣味に関する投稿をしたり、興味のあるジャンルの情報収集などに使われたりと、「勉強用」や「趣味用」など投稿するテーマごとに複数のアカウントを使い分ける人も多いようです。

今まで私はTwitterを使っていませんでしたが、最近趣味のゲーム用(どうぶつの森)のアカウントを作成して使い始めました。特化したアカウントを作ると興味のあることのみに閲覧投稿が絞られるので効率的に情報発信収集ができます。

またTwitterを始めてみて若年層の「病み垢」が多く存在することを知りました。これは他のSNSにはあまり見られないTwitterの特徴のように思われます。「病み垢」とは心の病んだ人が不安や愚痴などのネガティブな発言をくりかえすアカウントの俗称です。自殺をほのめかすような発言も見られます。ネガティブな発言は敬遠されることが多いですが、匿名で発信することでストレス発散や同じ悩みを分かち合い承認欲求を得たりしているようです。機能的な面でも様々な対策を講じており、相談に乗ってくれる精神科医の方もいるのでメリットも多くTwitterに救われる人も少なくありません。

日本では他国と比べてSNS内の自らの発信に乏しく新しい人間関係やつながりを創出する使い方が弱いとされていますが、Twitterに関して言えばショートメールが定着していてテキストを送り合うことが根付いていたことや、英語に比べて短い文字数でコミュニケーションしやすいなどの理由から日本人との相性は良いようです。

Facebook

現実の「つながり」をネット上で再現する、つまり現実世界での知り合いや友人などとインターネットで交流するためのSNSです。Facebookは実名登録が原則であるため他のSNSに比べて炎上リスクが少ないので特徴です。主に友人知人との情報交換やコミュニケーション、自分の近況報告、共通の趣味や興味を持った人が集まるコミュニティの形成等、人脈を維持・拡張するためのツールとして活用されています。

「SNSのビジネス活用」と聞いて真っ先に浮かぶのがFacebook、日本国内では30代～50代のユーザーが多くビジネス色が強いイメージです。

ユーザーの年齢層が上がる一方で「若者はFacebookを利用しなくなった」とも言われています。実名を用いているうえに友人や職場の同僚や

先輩などいくつものコミュニティの人々が全部1つのプラットフォームに入ってしまうので、人の目を気にして発信しづらく感じてしまうことが原因の一つのようです。

私の実体験から言えばFacebookに「職業：土地家屋調査士」を登録しているので、電話で一度対応しただけの不動産業者の営業担当の方や、「調査士の勉強をしています」という会ったこともない人からの友達申請やメッセージが頻繁にくるので、正直どのような距離感で接していくのか戸惑い困っています。

しかし実名で社会的なポジションを背景にしていることから、さまざまなサービスにFacebookのアカウントを使ってログインできるという便利な部分もあります。

何度もFacebookを退会しようとしましたが、アカウントを持っていればサービスごとに面倒なアカウント登録作業やログインをしなくとも済むこの便利性に負け退会を断念し続けています。

Instagram

写真・動画の撮影・編集・共有に特化したSNSです。自分で撮影した写真を、フィルターや文字入れなどの編集機能を使って写真や動画をおしゃれに加工し、共有することができます。日本国内のユーザー数は約2,000万人ともいわれ、特に若い女性から圧倒的な支持を得ています。私自身も複数のアカウントで利用しています。

他のSNSに対してInstagramは投稿にハッシュタグを多く付けるという特徴から、検索時にさまざまなユーザーの関連投稿から豊富な情報を得ることができます。私も最近では「ググる」よりもタグで検索するようになりました。例えば旅行先でのレストランを探すときには「#北海道グルメ」などと検索し、ビジュアル的に「おいしそう！おしゃれ！」な店を写真から選んだりすることで、お目当ての食べるべきお店を探りあてるの

です。また何かものを購入する際に事前に情報を調べるツールとしても使っています。

そして複数あるアカウントの中で私が今一番活用しているが育児専用のアカウントです。

初めての出産育児はわからない事だらけですが、妊娠時より予定日が近いママや先輩ママたちと繋がり育児に対する不安や疑問を共有しあっています。子供の気になることがあっても、育児本は正しいけれどその通りに行かない事ばかり、ネットの情報はあまりにも根拠のない情報で不安を煽る記事が多いですが、Instagramで「#生後3ヶ月男の子」と検索すれば多様な同世代の赤ちゃんの写真がリストされそれを読むと生後3ヶ月のリアルを知れるのです。今となってはInstagramがない育児は考えられないほど重要な役割を果たしてくれています。

2017年には「インスタ映え」という言葉が流行語大賞に選ばれ、派手なスイーツやナイトプールなどフォトジェニックなものの人気となりましたが、若者からは「映えは古い」などという声も聞こえています。派手で盛ることからナチュラル志向へ変わってきていて、「映え」に代わる新時代のキーワードは「チル」だといわれています。英語の「Chill」からの派生スラングで「リラックスする」とか「落ち着いている」という意味です。面白い例えをネットから引用すると『金閣寺を建てた後に銀閣寺を建てる侘び寂びのような精神。日本古来より考えは同じで、盛りを極めたあとはナチュラルを求めたい』ということのようです。

当初は20代女性に特に人気が高かったInstagramですが、インスタ映えが社会現象となったことで、30代～40代以上のオトナ世代も広く使うようになりました。私のように主婦層が子育て情報や毎日のお弁当写真などを投稿する例はなどが多くなり、かつてのキラキラしたイメージからは遠くなっています。今では私の母や叔母も、旅行や庭の

花の写真を投稿して使っています。

世界最大のSNSと呼ばれたFacebookの利用率も減少の一途をたどっていますが、10代に人気のTikTokなど新しいSNSも様々出てきています。

SNSに限らずもともと若者世代は、オトナが自分たちの使っているモノに入り込んでくることを好みない傾向にありますが、「元・若者」としてはどちらの気持ちもよくわかります。流行を作るのはいつの時代も若者ですが、サービスは若者だけのものではありません。

LINEにより無料通話が当たり前になった様に革新的なサービスには乗り遅れないよう、これからも無理のない程度にアンテナをはって自分のライフスタイルに合った付き合い方をしていきたいです。

引用・参考文献

■BACKYARD 実際どよ、ワカモノ論

<https://backyard.imjp.co.jp/articles/wakamono_9>

■天野彬 SNS変遷史「いいね！」でつながる社会のゆくえ (2019) イースト新書

記載してある内容及び参考URLは2020年6月時点のものです。

新人調査士紹介



郡山支部 永田 悅男
(ながた えつお)

東京から福島会に
東京で数十年調査士をしており

まして、この度福島会に入会することになりました。きっかけは約7年前、原発事故後の除染作業に続きその後の作業終了範囲の確認のための測量があるとの話からでした。

当時の混乱状態のなか震災復興支援の気持ちもあり、単なる測量作業者ということで、資格は言わずに参加しました。現場は田村市東側の原発より2-30kmの居住可能地区です。数日間現場で、つぎの数日間は東京でデータ作成という日々が約2年続きました。その後も福島で測量作業に関わるうちに調査士業務に関連する仕事に出あうことも度々あり、そこで調査士である事を発し分筆登記等で地元の人達のお手伝いをすることも多くなりました。

そのような環境のなか、縁があった福島で腰を据えて立ちあがる決心をしました。とは言え東京では使わないGPSや、それを使ったソフトの練習、山林の多い現場等まさに再チャレンジの気分です。(少し年齢的には遅いですが)

福島の自然や、作業中にすれ違う中高生の「こんにちはー」に感動している高齢の新入会員です。よろしくお願ひいたします。

* * * * *

会津支部 長谷川 肇
(はせがわ つよし)

4月から登録しました長谷川肇
(はせがわつよし)です。

出身は、大沼郡会津美里町。年齢は、61歳。血液型A型。性格は、ポジティブだと思います。趣味は、蕎麦打ちで、家族や知り合

いに食べさせる程度です。

一昨年まで、法務局に勤務して、皆さんと何かとつながりがあり、いろいろな方にお世話になりました。

地図整備作業、地図のコンピュータ化、図面の登録そして地図作成作業、あらゆる表示登記の事業に係わさせていただき、表示登記の重要性、楽しさを経験させていただきました。

これからは、土地家屋調査士として、表示登記に向き合いたいと考えております。

今年度、郡山市と会津若松市で地図作成作業が行われることが分かっておりましたので、計画機関として携わる地図作成作業を経験して、今度は作業機関として地図作成作業に参加したいと考えており、先生方の厚意により実現することができました。

先生方の立会いの仕方、筆界の考え方など大変勉強になっています。

土地家屋調査士1年生です。いろいろと勉強させていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。いつまでできるかわかりませんがお世話になります。

* * * * *

福島支部 松田 泰介
(まつだ たいすけ)

本年4月より新規に加入しました。以前より宅地建物取引業を営んでおりましたが、業務の中で土地家屋調査士業の重要さ、奥深さに接し、資格試験挑戦、首の皮一枚で令和最初の土地家屋地調査士試験に合格し、その勢いのまま登録をさせて頂きました。

現在は電子申請の手続きに初めて取り組んでおり、パソコンの設定、手続きの仕組みに頭を混乱



させておりますが、諸先輩方からのアドバイスを頂戴し、新たな業務を楽しんでおります。若輩者でありますと、皆様方の目を逆の意味で引くことがないよう、公正・誠実に業務に取り組み、不動産の安全な取引に貢献したく、また、福島における土地家屋調査士業の認知、地位向上に微力でも貢献できればと思います。コロナ渦で直接のご挨拶ができない状況ではありますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

* * * * *



相双支部 **名取 俊光**
(なとり としみつ)

令和2年5月に入会しました名取俊光と申します。浜通り最北の相馬郡新地町にて開業しました。

生まれは相馬市、今までの勤務地の多くは南相馬

市です。

金融機関の営業畠の頃、調査士になる事を志しました。最初に就職したハウスメーカー子会社で土地活用の仕事に携わり、土地や建物と登記の奥深さに触れた事も、後々調査士を目指したきっかけの一つです。

調査士が担う社会的役割の重要性を知り、多くの方に調査士について知ってもらいたい気持ちでいっぱいです。今後、会の催し等にも積極的に参加したいです。

数年前から周辺業界を経験したものの、補助者経験がありませんので、実力・経験共に不足しております。諸先輩方を見本とし、一人前の調査士となれるよう謙虚に研鑽を積む所存ですので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

Information

今後の予定

11月25日(水) 令和2年度 第2回業務研修会

於：郡山市

「ビッグパレットふくしま」

※会場、日程は変更となる場合があります

会員異動

○入会○

3月23日 1504 長谷川 毅 (会津支部)

4月1日 1505 松田 泰介 (福島支部)

5月1日 1506 名取 俊光 (相双支部)

●退会●

令和元年

12月25日 1124 井口 康彦 (白河支部)

令和2年

2月22日 1154 璧谷 真裕 (郡山支部)

2月28日 1238 遠藤 清 (相双支部)

3月16日 1168 菅野 秀夫 (福島支部)

3月31日 1138 神原 規郎 (福島支部)

3月31日 1369 田村 英夫 (相双支部)

3月31日 1274 伊藤 康二 (郡山支部)

3月31日 1108 菊地 良三 (福島支部)

3月31日 178 箭内 清房 (郡山支部)

6月11日 1468 竹田 安代 (いわき支部)

6月22日 1389 西槙 芳智 (白河支部)

編集後記

令和2年 オリンピックは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期となりました。オリンピックの年に開催されている会津地区の地図作成事業は、延期になりませんでした。

今回も猛暑、酷暑のなかでの一筆地図会い作業です。その暑さをなんとかしようと新たなる武器を入手しました。

それは、「空調服・ベスト」です!!

班のみなさま、地権者が「暑いね~」と言っている横で一人、涼しそうな顔をして作業をしています。

音は気になりますが、その快適さは抜群です。

今号においては、新型コロナウイルスの影響により、イベントが少なく、記事も少なくなることを懸念して、各支部の広報員の方々に執筆依頼の電話をさせていただきました。お忙しいなか、多くの方の執筆を頂戴しまして、非常に助かりました。引き続きよろしくお願ひ致します。ありがとうございました。 !(^^)!

広報部長 渡部 宏

#鶴ヶ城

#会津若松

#福島県

#土地家屋調査士

#golf



ラジオCMの収録風景（7月31日放送分）

会報ふくしま No. 80

発行日 令和2年8月5日

発行者 会長 小野寺 正 教

発行所 福島県土地家屋調査士会

〒960-8131

福島県福島市北五老内町4-22

TEL:024-534-7829

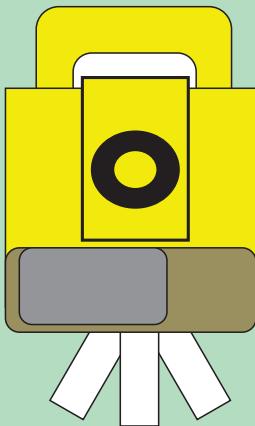
FAX:024-535-7617

E-mail:info@fksimaty.or.jp

印 刷 有限会社 吾妻印刷

* * * * *

★会報ふくしまは、福島県土地家屋調査士会ホームページへの掲載も行なっております。
ぜひご利用下さい。



測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

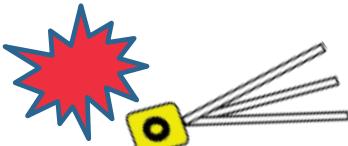
保険期間：2020年4月1日午後4時から1年間
(中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。)

この機会に是非 ご検討ください！



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課